

校 長 裁 定
平成28年 8月 9日

佐世保工業高等専門学校科学研究費助成事業ワーキンググループ設置要項

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校の科学研究費助成事業に関する事項を審議するため、校長直轄の科学研究費助成事業ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 WGは、校長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- 一 科学研究費助成事業の申請に関する事項
- 二 その他科学研究費助成事業に関する事項

(組織)

第3条 WGは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が指名する校長補佐
- 二 各学科の教員から校長が指名する者 各1名
- 三 基幹教育科の教員から校長が指名する者 2名
- 四 その他校長が必要と認めた者

2 前項第四号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 WGに委員長を置き、第3条第1項第一号に定める委員をもって充てる。

2 委員長は、WGの会議（以下「会議」という。）を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 議長は、会議での審議結果を校長に報告するものとする。

(事務)

第8条 会議に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成28年8月9日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。